

「エアポケットチェンジ」キャンペーン詳細

1. キャンペーンの概要

- (1) 当社は、「エアポケットチェンジ」キャンペーン（以下、「本キャンペーン」といいます。）利用者から当社にお送りいただいた外貨を対価に所定の電子マネーを販売します。本キャンペーンで購入いただける電子マネーの種類は、当社のウェブサイト等でご案内します。

2. 利用申込み

- (1) 本キャンペーンの利用を希望される方（以下、「利用希望者」といいます。）は、当社の定める方法で本キャンペーンの利用申込みを行っていただきます。利用申込みの際は、送付しようとする外貨の内訳など当社が定める事項（以下、「申込内容」といいます。）を正確にご入力ください。申込内容が事実と異なる場合、当社は当該利用希望者に本キャンペーンをご提供できない場合があります。
- (2) 当社は、本キャンペーンの利用申込みを受け付けた場合、取引 ID を通知します。利用希望者は、当社から取引 ID を受領したときから申込内容の範囲で本キャンペーンをご利用いただけます。
- (3) 当社は取引 ID を利用者及び取引の特定のために使用しています。当社に現金を送付するときや本キャンペーンにおける取引について問合せを行うときには当社から受領した取引 ID をお伝えください。
- (4) 取引 ID を受領した後で送付する外貨を追加するなど申込内容を変更する場合、変更後の申込内容で改めて利用申込みを行ってください。

3. 外貨の送付

- (1) 本キャンペーンのために当社に外貨を送付する際は、当社の定める方法でお送りください。ただし、郵便局から別の方法を指示された場合はその指示に従ってください。
- (2) ご送付いただく外貨は申込内容の通りの内容にしてください。
- (3) 利用者が当社の定める外貨送付方法を用いなかった場合、送付した外貨が申込内容と異なる場合、その他利用者の送付した外貨が本キャンペーンの提供に関する当社の業務の妨げとなる場合には、当社は本キャンペーンを提供できない場合があります。
- (4) 本キャンペーンで利用できる外貨は、当社が定める通貨および金種（以下、「指定通貨」といいます。）に限られます。利用者は、指定通貨以外の外貨を送付した場合、当社が当該外貨を当社の定める寄付受入先に寄付として送付することに同意するものとします。

- (5) 本キャンペーンの利用にあたり、当社に日本円を送付してはなりません。

4. 電子マネーの発行

- (1) 当社は、利用者から受領した外貨を対価に、利用申込時に利用者が希望した電子マネーを販売します。受取りコードなどの電子マネーの受取りに必要な情報は、利用者が申込内容として通知した連絡先へ通知します。申込内容として通知された連絡先情報が誤っていた場合や、通信障害その他当社の責に帰すべき事由によらず電子マネーの受取りに必要な情報が利用者に到達しなかった場合、当社は利用者に対して電子マネーの再発行等の責任を負わないものとします。
- (2) 当社は、利用者が送付した外貨を当社で集計した時点の当社所定のレートにより日本円に換算した額に相当する残高の電子マネーを販売します。
- (3) 利用者が送付した外貨が破損や汚損などにより正常に識別できない場合、当社は当該外貨を当社の指定する寄付先に送付します。
- (4) 本キャンペーンでは日本円をご利用いただくことはできません。利用者が日本円を送付した場合、当社は当該日本円を当社の指定する寄付先に送付します。
- (5) 当社は、ご送付いただいた外貨を集計し、受領した外貨の内訳、販売する電子マネーの数量および当該電子マネーの受取りに必要な情報を利用者に通知します。
- (6) 当社は、電子マネーの受取りに必要な情報を通知して以降は当該電子マネーの取り消し等に応じる責任を負わず、利用者は一切の返金を行いません。
- (7) Amazon ギフト券は、Amazon ギフト券の発行者より購入した当該ギフト券を当社が売主として自らの責任で利用者へ再販するものであり、当社はいかなる意味でも Amazon ギフト券の発行者の代理として本取引を行うものではありません。Amazon ギフト券の発行者は、本キャンペーンにおける当社と利用者との取引の内容については明示、黙示または法定のものを含め一切の保証を行わず、これに関与いたしません。Amazon ギフト券のほか、一部の電子マネーについては、当社が発行者から購入した電子マネーを利用者に再販しています。この場合、利用者に対する本取引における責任は当社が負います。
- (8) Amazon ギフト券の他、本キャンペーンで当社が利用者へ販売する電子マネーは、当社が売主として自らの責任で販売するものであり、当該電子マネーの発行者は当社と利用者との取引について一切の保証を行わず、責任を負いません。

5. 取引のキャンセル

- (1) 利用者が外貨を送付後に本キャンペーンの利用キャンセルを当社に申し出た場合、当社は当該キャンセルの申し出に原則として応じないものとします。当社が利用者からのキャンセルの申し出に応じる場合、利用者は当社の指示に従うものとし

ます。

6. その他

- (1) 送付いただいた外貨の全部または一部が当社に到達する前に紛失または破損した場合、当社は一切の責任を負いません。
- (2) 当社が本キャンペーンにおける取引に関して利用者に損害を与えた場合、当社は当該取引のために利用者が送付した外貨を損害発生時に当社所定の都市銀行が定めるレートにより日本円に換算した金額を上限に賠償する責任を負います。ただし、利用者の損害が当社の故意または重大な過失により生じた場合、当社は金額の上限なくこれを賠償します。
- (3) 万が一、当社と利用者の中で本キャンペーンに関して紛争（裁判所の調停を含みます。）が生じた場合は、訴額に応じ東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上